

富士山後世継承事業費補助金交付要領

平成 27 年 5 月 15 日制定

平成 30 年 3 月 30 日改正

令和元年 8 月 5 日改正

令和 7 年 5 月 1 日改正

第 1 通則

富士山後世継承事業費補助金の交付に関しては、富士山後世継承事業費補助金交付要綱によるほか、この要領の定めるところによる。

第 2 補助対象事業の方針

(1) 採択要件

ア 富士山の環境保全、登山者の安全対策、顕著な普遍的価値の情報提供に資する事業であり、静岡県富士山後世継承事業選定委員会及び知事が適切であると認めたものであること。

イ 事業の実施について、法令等に基づく許認可及び関係者の了解が得られるもの、又は得られる見込みがあるものであること。

ウ 交付決定前の事前着手については、登山者の安全対策、トイレの整備、救護所の運営等に資する事業であること。

(2) 不採択事項及び条件事項

ア 1 事業あたり 30 万円未満の小規模事業は対象としない。

イ トイレの維持管理費は対象としない。

ウ ポスター、パンフレット等の啓発品の製作、印刷に係る経費は対象としない。

エ ホームページの経常的な管理運営等に係る経費は対象としない。

オ 団体等が経常的に雇用する正社員、常勤職員にかかる人件費は対象としない。

カ 登山者の安全対策等に供しない備品購入費及び財産購入費は対象としない。

キ 飲食に要する経費は対象としない。

ク その他、富士山の環境保全、登山者の安全対策、普遍的価値の情報提供に直接的に要すると認められない経費は対象としない。

ケ 補助対象経費は、当該事業に要する経費から国、地方公共団体及び民間団体等からの補助金又は交付金等を控除した金額とする。

第 3 補助金の交付等

(1) 補助金の交付決定

県は静岡県富士山後世継承事業選定委員会において書類審査を行い、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

(2) 併給調整

本補助金は、実施主体の事業者負担部分に対し補助するものとし、補助の考え方は、次のとおりとする。

ア 国庫補助等を含まない場合

補助対象経費

通常	富士山補助金※ 10/10	
救護所の運営及び トイレ整備の場合	富士山補助金※ 4/5	自己負担 1/5
自己の資産形成を含む場合	富士山補助金※ 1/2	自己負担 1/2

※富士山後継事業費補助金

イ 国庫補助等を含む場合

補助対象経費

通常	国庫等	富士山補助金※ 10/10	
救護所の運営及び トイレ整備の場合	国庫等	富士山補助金※ 4/5	自己負担 1/5
自己の資産形成を含む場合	国庫等	富士山補助金※ 1/2	自己負担 1/2

※富士山後継事業費補助金

附 則

この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。